

処遇改善等加算(区分3)に係る研修認定事務取扱要領(滋賀県)

1 目的

この要領は、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(幼稚園・認定こども園)」(令和6年4月1日付 滋賀県こども若者部子育て支援課作成)の1(1)イ、エ、オに規定する研修実施の認定について必要な事項を定め、処遇改善等加算(区分3)に係る研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 研修実施の認定要件

滋賀県(以下、県という。)においては、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施(主体)について認定することができるものとする。

(1) 県が適当と認める幼稚園関係団体・認定こども園団体・保育所関係団体、その他県が適当と認める者が実施する研修

- ・幼稚園教諭または保育教諭等に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・研修事業を適正かつ円滑に実施するために、予定している研修が「保育士等キャリアアップ研修(以下、CU研修という。)」における分野単位で体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的および内容が明確となっていること。
- ・研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- ・団体の役員または関係者等が暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」をいう。)に該当する者ではないこと。
- ・研修修了の証明および研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

(2) 幼稚園または認定こども園が企画・実施する園内研修

- ・CU研修における分野および目的、内容が明確に設定されていること。
- ・各園において研修修了の証明が可能であること。
- ・以下の要件を満たす者を講師(職員除く)として行うものであること。

講師コード	要 件
I-1	当該分野あるいは類似分野を教授している幼稚園教諭・保育士等を養成する学校または大学の教員
I-2	幼児教育センター・教育委員会の指導主事または幼児教育指導員
I-3	幼稚園・認定こども園等において園長や主幹教諭等の立場の経験を有し、かつ当該分野について十分な知識および経験を有する者
I-4	当該分野について、CU研修の講師経験を有する者

以下の研修内容については、上記の講師以外にも記載の講師を可とする。

講師コード	研修内容	要 件
Ⅱ-1	障害児保育	障害者施設など障害児支援等の分野で勤務経験があり、かつ当該分野に講師や研究発表を行うなど十分な知識および経験を有する者
Ⅱ-2		児童発達支援センター、保健センター等で発達相談対応業務に従事し、かつ当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識および経験を有する者
Ⅲ-1	食育・アレルギー対応	幼稚園・認定こども園等において栄養士として勤務経験があり、かつ当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識および経験を有する者
Ⅳ-1	保健衛生・安全対策	児童福祉施設または教育施設で感染症対策、安全管理業務に従事経験があるなど、十分な知識および経験を有する者
Ⅳ-2		当該分野について、十分な知識や経験を有する医師、看護師、保健師
Ⅳ-3		心肺蘇生や AED、異物除去などについて講義および講習を実施できる消防署職員、日本赤十字指導員等

V-1	保護者支援 ・子育て支援	児童相談所長または児童相談所で実務経験のある児童福祉士等
V-2		乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の基幹的職員
VI-1	マネジメント	地方公共団体や企業等において当該分野に関する研修講師の経験を有する者
VI-2		団体、企業等で雇用管理の職務に従事経験があり、かつ雇用管理に関する研修講師の経験を有する者

※留意事項

- ・アレルギー対応(疾患の理解・エピペンの取扱い等)については、講師コードⅠ-1、Ⅳ-2に限る。
- ・上記以外の者を講師として園内研修を実施することは妨げないが、処遇改善等加算(区分3)に係る園内研修としては認められないことに留意すること。

3 認定の申請

研修実施(主体)の認定を受けようとする者は、研修実施予定日の2か月前までに必要事項を記載した申請書(様式1または2)に、関係書類を添付して提出しなければならない。

4 認定の通知

- (1) 県は、この要領に定める内容を満たした研修を適切に実施できると認められる場合は、申請者に対して認定を行う。また、2(1)の認定要件を満たした実施者および対象研修については県ホームページに掲載するとともに、市町を通じて各幼稚園・認定こども園に通知する。
- (2) 県は、申請内容がこの要領に定める内容を満たしていない場合、相当の期間を定めて補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、認定しないことができる。

5 認定の効力

- (1) 県が適当と認める幼稚園関係団体・認定こども園団体・保育所関係団体、その他県が適用と認める者が実施する研修
 - ・期限は設けないが、一部研修の内容を変更する場合や対象研修を追加/廃止する場合などは、「処遇改善等加算(区分3)に係る対象研修の変更届出書(様式5)」を提出すること。なお、軽微な変更(研修名の一部変更等)については届出を不要とする。
 - ・県は、実施者がこの要領に定める内容を満たさなくなった、または研修の実施に関して適当でないと認められる場合、相当の期間を定めて補正を求め、実施者が期間内に補正を行わないときは、認定の効力をなくすことができる。
 - ・実施者に対する認定を取り下げる(当該研修を実施しなくなった)場合は、「処遇改善等加算(区分3)に係る研修の実施主体認定辞退届出書(様式6)」を提出すること。
 - ・上記2点により該当しなくなった実施者および対象研修については県ホームページから削除するとともに、市町を通じて各幼稚園・認定こども園に通知する。
- (2) 幼稚園または認定こども園が企画・実施する園内研修
 - ・認定を行った年度のみ効力を有する。
 - ・県は、実施した研修内容が認定申請時のものと大きく異なる場合、当該園内研修の認定を遡及して取り消すことができる。

6 調査

県は、実施者に対し、必要があると認めるときは研修の実施等に関する報告およびこれにかかる書類の提出を求めることができる。

7 電子情報処理組織による申請等

各団体および園は、申請にあたって滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、必要書類に原本を求める申請等については、この限りではない。

8 その他

この要領に定めのないものについては、事前に県子育て支援課に協議するものとする。